

有明工業高等専門学校 年度計画（令和２年度）

独立行政法人国立高等専門学校機構として定める令和２年度の業務運営に関する計画（年度計画）に沿って、本校における令和２年度の実施計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 1 教育に関する事項

(1) 入学者の確保

①-1 本校の特徴や魅力を効果的に発信するため、以下の取組を実施する。

- ・福岡市にて、久留米高専及び北九州高専と福岡県内国立３高専合同学校説明会を開催する。この説明会において、九州・沖縄地区の高専および瀬戸内地区の商船高専にもブース出展や資料の送付を依頼し、国立高専の魅力を組織的にアピールし入学者の確保に取り組む。
- ・入学希望者を対象とした本校ホームページコンテンツの充実を図る。
- ・地元新聞社と提携し、連載中の記事を継続するとともに、さらに魅力ある内容とするよう本校の企画・広報室で検討する。また、本校が行う各種イベントや社会的活動について、主に地元の新聞社を中心に積極的に取材依頼を行い、その掲載の範囲をさらに拡大する。
- ・地元の地域FM放送局と提携し、放送中のPR番組の充実及びJR大牟田駅に本校が設置した大型モニター（本校学生が制作した「ロボ大蛇」の付属設備）を活用した定期的なニュースの掲示など、積極的な情報発信を行う。
- ・近隣中学校長会等への広報活動を実施する。

①-2 本校の特徴や魅力を効果的に発信するため、以下の取組を実施する。

- ・近隣都市（大牟田市、久留米市、玉名市など）にて、本校主催の入学説明会（中学生・保護者対象）を開催する。
- ・近隣の小中学生、地域住民、地域の教育委員会等に対して、広く本校の活動をPRするため、オープンキャンパス（校内見学会を含む）を開催する。特に中学生に、より本校の特徴や魅力を発信する。
- ・中学校で開催される進路説明会へ積極的に参加し本校の特徴や入試情報をPRする。
- ・近隣中学校教諭を対象とした学校説明会を実施する。また、近隣学習塾講師を対象とした学校説明会を実施する。
- ・近隣の中学校の１～２年生対象に学校案内チラシを配付するとともに、中学校を個別訪問し、中学校の教諭および中学生（女子を含む）に本校の特徴や魅力を発信する。

- ②-1 学校説明会、オープンキャンパス、中学校訪問で機構本部発行の女子中学生向けパンフレット「KOSEN×GIRLS」を配付し、女子学生の確保に取り組む。また、本校の女子学生組織「A-Tech」による活動をより活性化させ、本校における女子学生の活躍を広報する。
- ②-2 教職員および学生が交流協定校への訪問の際、本校の広報活動を実施する。その際、高専のシステムや地元情報も併せて紹介する。
- ③ 平成28年度以降の推薦入学者が学年末の成績順位において、50位以内に81%存在しているという分析データをもとに、質の高い入学者確保を目的とし、平成31年度から推薦入学枠の上限を現行の50%から60%（120名）に変更した。
今後も経年変化等も含め分析を行い、優秀な学生確保のため、引き続き実施方針を検討する。

（2）教育課程の編成等

- ①-1 平成28年度実施した学科再編（1学科6コース制）の完成年度にあたり、年次進行に伴う新教育課程の着実な履行を行う。また、専攻科においても、本科の新教育課程に沿って教育課程等の見直しを行ってきたが、今年度新教育課程の申請を行う。
- ①-2 専攻科において、最長8週間の長期海外インターンシップを企業や大学と実施する。今年度は派遣対象を拡大し、派遣を推進するためJASSO（協定派遣）による助成金を新規に獲得している。専攻科と大学が連携して教育を実施する教育プログラムについては、九州大学と第5ブロックで協定を結び、実施に向けて検討を継続する。
- ②-1 協定校等への学生派遣について、従来参加したプログラムを見直し、整理を行いつつ、段階的・体系的な体制の構築に向けて検討を開始する。
・低年次学生を中心にした語学研修、文化交流の海外研修プログラムを実施する。
・高学年・専攻科生を対象とする海外インターンシップについて、学生への広報活動を行う。
- ②-1 協定校等への学生派遣について、従来参加したプログラムを見直し、整理を行いつつ、段階的・体系的な体制の構築に向けて検討を開始する。
・低年次学生を中心にした語学研修、文化交流の海外研修プログラムを実施する。
・上級生・専攻科生を対象とする海外インターンシップについて、学生への広報活動を行う。

②-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上を図るため、1年生入学時に全員に BACE テストを、年度末には1～3年生全員に TOEIC Bridge IP テストと4年生全員に TOEIC-IP を、引き続き受験させる。それ以外の時期にも希望者には TOEIC/TOEIC Bridge テストを実施して、各自の英語能力の把握を促し学習意欲を刺激する。さらに、学内のグローバル人材学生・育成支援基金による経済的支援を行い、海外派遣事業における様々な取り組みを通じて、海外へ飛び出すマインドを育む。

③-1 ロボットコンテスト等の各種競技会等への学生の参加を支援する。

③-2 ボランティア部を中心として、地域のボランティア活動を周知し、参加を奨励する。また、大規模災害の発生時には全学的にボランティア活動を周知、奨励する。

③-3 「トビタテ！留学 JAPAN」プログラム」を活用し留学中の学生の支援を行い、引き続き学生への周知と申請書提出のための指導を行う。

(3) 多様かつ優れた教員の確保

① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。

② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たに導入されるクロスアポイントメント制度の活用を検討する。

③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。

④ 外国人教員の積極的な採用を検討する。

⑤ 令和3年度に向けて、「高専・両技科大間教員交流制度」の積極的な活用を学内教員に呼びかけ、教員の人事交流を推進する。

⑥ 高専機構本部が、専門機関や他の教育機関と連携して企画・開催する、教員の能力向上を目的とした研修に、積極的に教員を参加させ、研修終了後に学内で報告会を開催する。また、学外から講師を招いて FD 講演(研修)会を実施する。

⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを、教員顕彰に積極的に推薦するとともに、学内表彰も検討する。

(4) 教育の質の向上及び改善

- ① 機構本部が実施する調査をふまえ、以下の項目について取り組み状況を調査・検討する。

[Plan] ディプロマポリシーの見直し、およびディプロマポリシーに基づく到達目標の確認方法

[Do] モデルコアカリキュラムに基づく教育課程の実施状況の確認、完成年度を迎えた新教育課程の点検およびカリキュラムポリシーの再検討

[Check] CBT (Computer-Based Testing) や学習状況調査等による学生の学習到達度・学習時間の把握

[Action] 授業内容、授業方法に資するFD活動と授業改善

- ② 各種評価の基礎資料となる、改善計画書や教育システム改善のためのアンケート報告書などを作成し、学内の自己点検を実施する。

大学改革支援・学位授与機構により作成された評価報告書で、改善を要する点として指摘された項目について、改善を図る。また、令和2年度に受審する高専から、助言等の依頼があれば、受審した知見を活かし、積極的に協力する。

- ③-1 機構本部を含め、他高専の事例を収集するとともに、本校が立地する地域社会や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の導入を検討する。

- ③-2 インターンシップ担当と就職の窓口担当を一本化し、外部企業からのニーズにスムーズに対応できる体制を整えており、産学官連携活動と組織的に連動し、より効果的なインターンシップを実施する。また、機構本部を含め、他高専の事例を収集し、本校での展開を検討する。

- ③-3 セキュリティを含む情報教育について、高専機構の「情報セキュリティ人材育成事業」とも連携し、本校での教育内容の充実と全学生への展開を検討する。

- ④ 高専と両技科大の高専連携教育研究プロジェクトや「高専・両技科大間教員交流制度」を活用することより、高専と技科大教員との有機的連携を図り、教育の高度化を推進する。

(5) 学生支援・生活支援等

- ① 学生サポートセンターに常勤のカウンセラーと非常勤のカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関や関係職員と連携して学生支援を行う。また、適性検査（シグマ・hyper-QU）や学校適応感尺度調査に加え、いじめに関するアンケートを定期的実施し、高リスクの学生等に対する面談や問題への早期介入を目指す。機構等が主催する学生支援に関する研修会への参加等を通じた支援者の研鑽と、本校学生や職員に対するメンタルヘルスの啓蒙を積極的に行う。
- ② 高専機構や日本学生支援機構等と緊密に連携し、情報共有に努め、修学支援新制度等の各種奨学金制度について学生に情報提供できる体制を充実させる。
- ③ キャリア支援室を中心に、各学年でキャリア支援室長もしくは外部講師による講話、OB・OG 進路セミナーを実施する。また、2年生全員に進路適性検査、4年生および専攻科1年生には SPI 試験を行うと共に、学外で開催されるセミナーや合同会社説明会等への参加を支援する。4年生および専攻科1年生対象夏季インターンシップの充実を図るために受入れ企業の確保・開拓を促進する。

1. 2 社会連携に関する事項

- ① 「国立高専研究情報ポータル」を活用した本校研究者データ一覧を作成し、有明広域産業技術振興会総会をはじめとする産学関連のイベント等において配布し、教員の研究分野等について積極的な情報発信を行う。
- ② 地域共同テクノセンターのサテライトオフィスを積極的に活用することにより、近隣の地方公共団体や商工会議所等と連携し、助成金情報等の共有を行うとともに、コーディネータを配置し、地域企業とのマッチングを図り、共同研究・受託研究等の外部資金獲得に努める。
- ③ 本校における地域連携の取組や学生活動等の情報発信を行うため、以下の取組を実施する。
 - ・本校が行う各種イベントや社会的活動について、その様子をHPにアップするとともに、併せて機構本部HPにリンクを貼ることで情報発信を図る。
 - ・地元新聞社を中心に取材依頼を行い、掲載をさらに拡大する。また、地元新聞社と提携して現在連載している記事を継続する。
 - ・地元の地域FM放送局と提携し隔週にて放送を行っているPR番組：「What's up★有明高専」においても積極的な情報発信を行う。

1. 3 国際交流等に関する事項

- ①-1 諸外国への「日本型高等専門学校教育制度 (KOSEN)」の導入支援について、依頼・募集があれば、学校運営の知見を活かし、積極的な支援を検討する。
 - ①-2 モンゴル3高専教員の研修、教育課程・学校運営への助言について依頼・募集があれば、教職員・学生の国際化を促進するため、積極的に検討する。
 - ①-3 タイにおける KOSEN-Kmitl 及びテクニカルカレッジに設置されたモデルコースを対象とした教員研修、教育課程・学校運営への助言の依頼・募集があれば、教職員・学生の国際化を促進するため、積極的に検討する。
 - ①-4 本校は「ベトナム」への支援協力校として国際展開に参加しており、継続的な教員派遣を行っている。引き続き、主幹校である宇部高専との協力で支援を継続する。また昨年に続いて、支援校の教員を招聘して現地における「高専教育」の支援を行う。
 - ①-5 海外からの政府関係者等による学内視察もしくは海外機関との交流の際には、法人本部と密に連携をとり、KOSEN の正しい理解の浸透に努める。特に交流協定校への訪問の際、高専制度への理解を促すための活動を行う。
- ② 「KOSEN」の導入支援について、依頼・募集があれば、教職員・学生の国際化を促進するため、積極的に検討する。
- ③-1 協定校等への学生派遣について、従来参加したプログラムを見直し、整理を行いつつ、段階的・体系的な体制の構築に向けて検討を開始する。
 - ・低年次学生を中心にした語学研修、文化交流の海外研修プログラムを実施する。
 - ・高学年・専攻科生を対象とする海外インターンシップについて、学生への広報活動を行う。
 - ・新規に獲得した JASSO (交流派遣) の支援金、学内のグローバル人材学生・育成支援基金により、意欲を持った学生の経済的支援を行う。
 - ③-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上を図るため、1年生入学時に全員に BACE テストを、年度末には1~3年生全員に TOEIC Bridge IP テストと4年生全員に TOEIC-IP を、引き続き受験させる。それ以外の時期にも希望者には TOEIC/TOEIC Bridge テストを実施して、各自の英語能力の把握を促し学習意欲を刺激する。さらに、学内のグローバル人材学生・育成支援基金による経済的支援を行い、海外派遣事業における様々な取り組みを通じて、海外へ飛び出すマインドを育む。

- ③-3 「トビタテ！留学 JAPAN」プログラム」を活用し留学中の学生の支援を行い、引き続き学生への周知と申請書提出のための指導を行う。
- ④-1 交流協定校への訪問の際、高専制度への理解を促し学生派遣の対象校となるように活動する。
- ④-2 日タイ産業人材育成協カイニシアティブに基づく、留学生の受入の可能性について引き続き検討を行う。
- ⑤ 外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組む。

II 業務運営の効率化に関する事項

2. 1 一般管理費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費は対前年度△3%の効率化、その他は△1%の効率化を図る。なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

2. 2 契約の適正化

業務運営の効率化及び国民の信頼の確保の観点から、随意契約の適正化（透明性の確保、公正な競争の促進）を推進し、契約は原則として一般競争入札等により行う。

また、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、入札及び契約に係る情報をホームページに公表する。

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

3. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理

本部の予算配分方針に基づき配分される戦略的予算については、その目的に合致した執行を行う。また、運営費交付金については、収益化単位の業務ごとに配分予算と執行を管理する。

3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加

有明広域産業技術振興会と連携し、本校配置のコーディネータによる積極的なマッチングを行い、会員企業や地元企業と産学連携を推進することで共同研究・寄附金等の獲得増に繋げる。また、卒業生が就職した会員企業や地元企業との積極的な交流を図る。

4. 不要財産の処分に関する計画

以下の重要な財産について、速やかに現物を国庫に納付する。

平井団地（熊本県荒尾市下井手字丸山 768 番 2）288.66 m²

宮原団地（福岡県大牟田市宮原町一丁目 270 番）2,400.54 m²

正山 71 団地（福岡県大牟田市正山町 71 番 2）284.31 m²”

5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

5. 1 施設及び設備に関する計画

- ①-1 安全・安心な教育研究環境の整備への対応として、寄宿舍地区の桜棟及び食堂・厨房・浴室の改築工事を概算要求事業として要求する。また、校舎地区の空調設備更新工事（Ⅱ期）を営繕事業として要求する。
- ①-2 施設の非構造部材の耐震化について、平成 27 年度に屋内運動場は、完了している。今後は、定期的に非構造部材の簡易点検を行い、危険性に応じて対応を検討する。
- ② 安全衛生管理のための講習会を開催する。機構作成の「実験実習安全必携」および本校で作成している「安全の手引き」を新入生に配付する。
- ③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、女子学生の利用するトイレや更衣室等の環境整備に努める。

5. 2 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 策定した「課外活動の在り方に関する方針」に基づき、課外活動における教員の業務負担に対するチェック体制を整えとともに、必要に応じて学外コーチを活用する。また、すでに導入している部活動日直制度についても継続する。
- ② 「教員の戦略的配置のための教員人員枠の再配分の仕組み」や「国立高等専門学校幹部人事育成のための計画的な人事交流制度」が実現した場合、必要に応じて活用を検討する。
- ③ 若手教員確保のため制定された教員人員枠の弾力化制度の活用を必要に応じて検討する。
- ④-1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。

- ④ー2 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たに導入されるクロスアポイントメント制度の活用を検討する。
- ④ー3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。
- ④ー4 外国人教員の積極的な採用を検討する。
- ④ー5 機構のTV会議研修会やブロック別の担当者会議等を通じて、男女共同参画やダイバーシティに関する意識の醸成等に努める。
- ⑤ 教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、機構等が主催する各種研修会や本校の企画する研修へ積極的に参加させ、資質の向上を推進する。

(2) 人員に関する指標

常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。

5. 3 情報セキュリティについて

2018年度に実施された高専機構の情報セキュリティ監査の結果に基づき、指摘項目や助言項目について、引き続き対応する。

また、継続的な規程類の改訂やシステム的な対策などについて検討を進める。

高専機構の全教職員に対する情報セキュリティの教育・訓練について確実に実施するとともに、高専機構の実施する研修会への参加や、情報セキュリティ関連機関などが実施する研修・トレーニング、情報収集にも積極的に参加する。また、本校としてもFD/SDとして情報セキュリティ教育を行う。

さらに、インシデント発生時の対応体制について点検を行い、現実に合わせた体制整備を行うとともに、高専機構CSIRTをはじめ情報セキュリティ関連組織との連携を進める。

5. 4 内部統制の充実・強化

- ①ー2 校長・事務部長会議等において諮られた重要な議題や方針等については、学内会議等において情報の共有化を図る。
- ②ー2 機構本部が主催する教職員を対象とした階層別のコンプライアンス意識向上に関する研修への参加を積極的に促進して、教職員のコンプライアンスの向上を図る。
コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリス

トを活用し、公的研究費等に関する不正使用、不適正経理の防止に努める。

- ②ー3 情報セキュリティインシデントを始めとする緊急的な事案等については、機構本部事務局と密に情報の共有を行い、速やかな事案の処理に努める。
- ③ 前年度の学内監査や監査法人監査での指導事項、および会計検査院の指摘事項を踏まえ、学内監査を実施し、本年度の相互監査受検に臨む。また、機構本部からの通知等を遵守し、日常の学内監査機能の充実を図る。
- ④ 新規採用の教職員に対し、公的研究費使用マニュアルおよび研究費使用ハンドブックを配付の上説明会を実施する。また、年度当初の教員会議等において、公的研究費の使用ルールについて説明を行い、注意を喚起する。さらに、本部が実施する公的研究費不正防止の講演会や会議を周知し、教職員へ積極的に参加を求めていく。
- ⑤ 機構の中期計画および年度計画を踏まえ、年度計画を策定する。